

# 歌登福祉会条件付一般競争入札公告

歌登福祉会告示第1-1号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び枝幸町財務規則（平成18年枝幸町規則第40号）第108条の規定に準じて、次のとおり公告する。

令和8年4月23日

社会福祉法人歌登福祉会  
理事長 澤田 礼二

## 1. 入札に付する事項

- (1) 工事名 特別養護老人ホーム歌翠園増改修整備（電気設備）工事
- (2) 工事場所 枝幸町 歌登桧垣町142番地
- (3) 工事概要 浴室及び避難棟の増築及び既存施設の改修に係る電気設備工事一式
- (4) 工期 落札後の理事会承認日の翌日から令和10年2月29日まで
- (5) 予定価格 金213,950,000円（消費税額を含む）

※本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。

## 2. 入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 歌登地域総合センター（歌登支所）2階会議室
- (2) 日時 令和8年5月25日（月）9時30分より

## 3. 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 歌登福祉会
- (2) 期間 公告の日から入札執行日の前日まで（土・日曜日、祝祭日は除く。以下同じ。）

## 4. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金

① 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、歌登福祉会を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき又は保険会社に歌登福祉会を債権者とする公共工事履行保証証券を提出させたとき

は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- ② 同号①の履行保証保険証券は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければならない。
- ③ 同号①の公共工事履行保証証券は、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければならない。
- ④ 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出すること。
- ⑤ 契約保証金に代える担保として銀行、理事長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、保証期間を工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上とした当該保証を証する書面を提出すること。

## 5. 入札参加資格

- (1) 枝幸町財務規則（平成 18 年枝幸町規則第 40 号）第 109 条の規定に準じ、枝幸町が作成した令和 8 年度の競争入札参加資格者名簿において、対象工事と同種の電気工事業に登録されている者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業者又は同法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する一般建設業者であること。
- (3) 公告日から入札期日までの間、枝幸町建設工事等競争入札参加資格関係事務処理規程（平成 18 年枝幸町訓令第 81 号。以下「入札参加資格事務処理規程」という。）第 8 条の規定による指名停止を受けていないこと。
- (4) 対象工事に対応する許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が 2 年以上あること。
- (5) 枝幸町内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有していること。
- (6) 過去 10 年度間に、対象工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認める建設工事の元請（共同企業体の場合も含む。）としての施工実績があること。
- (7) 対象工事に対応する許可業種に係る建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。
- (8) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (9) 共同企業体の場合にあつては、枝幸町建設工事等共同企業体運用基準（平成 18 年枝幸町訓令第 42 号）の規定に準じて結成され、予め入札参加資格事務処理規程第 3 条の規定による資格審査を受け、入札参加資格者として登録された者であること。

なお、共同企業体として参加する場合は、その構成員は単体企業又は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

## 6. 入札参加手続き

### (1) 入札手続担当部署 〒098-5205

枝幸郡枝幸町歌登桧垣町 142 番地

社会福祉法人歌登福祉会

特別養護老人ホーム歌翠園内 事務局

Tel 0163-68-3031 ・ Fax 0163-68-3032

### (2) 条件付一般競争入札参加申請書類の交付等

- ① 条件付一般競争入札参加申請書類は、入札手続担当課において次の期間中交付のこととする。

なお、歌登福祉会歌翠園ホームページ (<http://kasuien.com/html/>) よりダウンロードすることも可能である。

- ② 交付期間 公告の日 から 令和8年5月8日(金)まで

### (3) 設計図書等の閲覧

- ① 閲覧場所 枝幸町役場二階閲覧所

- ② 閲覧期間 公告の日の翌日 から 入札執行日の前日まで

- ③ 閲覧の用に供する設計図書等(持出用及び電子データ)は、条件付一般競争入札に参加を希望する場合に限り複写のため持ち出しができるものとし、持ち出す場合又は電子データを複写する場合は、「入札参加希望工事の閲覧用設計図書等持出申込書」を入札手続担当課へ提出すること。

なお、設計図書等の持ち出し時間は、原則1時間以内とする。

### (4) 設計図書等に関する質問及び回答

- ① 設計図書等について質問がある場合は、次の期間中に書面にて入札手続担当課宛に持参及び郵送又はファクシミリにて提出することができる。

- ② 質問書に対する回答は、ファクシミリにて回答のこととし、全ての質問・回答については、次の期間中、閲覧場所にて閲覧に供することとする。

- ③ 質問書提出期間 公告の日の翌日 から 令和8年5月15日(金)まで

- ④ 質問書等回答・閲覧期間 公告の日の翌日 から 入札執行日の前日まで

## 7. 条件付一般競争入札参加申請書類の提出等

### (1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出し、発注者による審査を受けなければならない。

- ① 条件付一般競争入札参加資格申請書(様式第1号)・・・正・副各1部

- ② 同種又は類似工事施工(業務受託)実績調書(様式第2号)・・・1部

- ③ 同種又は類似工事施工(業務受託)実績を証明できる書類 . . . . . 1部
  - ア. 契約書(設計変更があった場合は変更通知書)の写し、公示用設計書(設計変更があった場合は変更後のもの)及びコリンズ登録書(竣工時)など工事(業務)概要・数量等が確認できる書類の写し
  - イ. 令和8年度同種又は類似工事施工等実績登録書(以下「登録書」という。)の交付を受けている者は③の書類の提出は必要なし。(ア.の書類は省略可)
- ④ 配置予定技術者調書(様式第3号) . . . . . 1部
- ⑤ 共同企業体による場合は、経常建設共同企業体競争入札参加申込書(様式第3号)、建設共同企業体協定書(写)、共同企業体結成用委任状(写) . . . . . 各1部
- ⑥ 返信用封筒(切手貼付・宛名記載済み) . . . . . 1通

(2) 申請書類の提出方法、提出期限及び場所

① 提出方法

直接持参又は、「条件付一般競争入札参加資格申請書類在中」と朱書きした封筒での郵送(配達証明付郵便)による。

ファクシミリその他の電子通信によるものは受け付けない。

- ② 提出期間 公告の日の翌日 から 令和8年5月8日(金)17時00分まで  
(郵送の場合は、期限日到着分まで受付)

- ③ 提出場所 入札手続担当課

8. 入札参加資格者の決定等

- (1) 入札参加資格者の決定等については、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第4号。以下「資格審査結果通知書」という。)により通知する。
- (2) 入札参加資格がないとなった者は、その理由について、資格審査結果通知書を受けた日から起算して3日以内(土・日曜日、祝祭日は除く。)に書面により説明を求めることができる。

9. 入札参加資格者の失格等

入札参加資格があると認められた者(以下「有資格者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 6. に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 申請書において、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったことが判明したとき。
- (3) 有資格者が不正の利益を図る目的をもって連合するなど、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ったとき。

(4) その他、条件付一般競争入札に参加させることが著しく不相当と認められるとき。

## 10. 入札の方法

- (1) 条件付一般競争入札に参加の際は、資格審査結果通知書を提示し、確認を受けること。
- (2) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。
- (3) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額分を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税による課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に消費税及び地方消費税額分を含まない金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札の執行回数は1回とし、再度の入札は行わない。

## 11. 入札の無効等

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、契約締結後に入札が無効となることが明らかになった場合は、入札手続担当課の指示に従うものとする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び10. に掲げる失格者のした入札
- (2) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (5) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (6) 入札書に記名押印がない入札
- (7) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (8) 他人の代理を兼ね2人以上の代理をなした者の入札
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

## 12. 最低制限価格の設定

この工事は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する。

## 13. 契約書作成の要否

必要とする。

## 14. 前払金

各年度の出来高予定額の4割に相当する額以内とします。

## 15. その他

- (1) 部分払は2回（各年度末）とする。
- (2) 当初の前金払（請負代金額の4割以内）に加え、一定の条件を満たしている場合であれば、さらに契約金額の2割を超えない範囲内で追加して受け取る中間前金払を請求することができる。請求を行う場合については、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
  - ① 当初の前金払（契約金額の4割以内）を受けていること。
  - ② 工期の2分の1を経過していること。
  - ③ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
  - ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上であること。
- (3) 工事費積算内訳書の提出を求めるので、入札に参加の際は必ず持参すること。
- (4) 共同企業体が落札した場合は、契約締結の際に共同企業体附属協定書を提出すること。
- (5) この工事は、工事实績情報システム（コリンズ）への登録義務付けとするので、受注業者については、契約締結後、「登録内容確認書（工事实績）」を必ず提出すること。
- (6) この工事の入札に関する事項については、枝幸町建設工事等に係る入札結果等の公表取扱規程（平成18年枝幸町訓令第47号）の2の(1)の規定に準じて公表するものとする。